長野県特別支援教育連携協議会開催要綱

（目　的）

第１　特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進にあたり、関係諸機関等からの意見を聴取するため、長野県特別支援教育連携協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

なお、協議会は、地方自治法第 138 条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関でないものとする。

（会議事項）

第２　県教育委員会は、次に掲げる事項について協議会において意見を聴取する。

(1)　特別支援学校における特別支援教育の推進に関すること

(2)　小学校、中学校及び高等学校における特別支援教育の推進に関すること

(3)　特別支援教育の推進において関係する機関との連携及び調整に関すること

(4)　その他特別支援教育の充実について必要な事項に関すること

（構　成）

第３　協議会は、次に掲げる者のうちから構成し、構成員の数は 15 人以内とする。

(1)　特別支援教育有識者

(2)　学校教職員

(3)　市町村教育委員会関係者

(4)　保護者

(5)　福祉関係者

(6)　医療関係者

(7)　民間企業関係者

２　県教育委員会が必要があると認めるときは、協議会の構成員以外にも専門的な知識を有する者の意見を聴くことができる。

（座長）

第４　協議会に座長を置く。

（開催期間）

第５　会議は令和９年３月 31 日までの間、開催するものとする。

附　則

この要綱は、令和７年 11 月 27 日から施行する。